

## 七戸町空き家・空き地利活用事業費補助金交付要綱

七戸町告示第37号

令和3年4月1日

### (趣旨)

第1条 町は、空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、七戸町空き家等情報バンクを利用して移住・定住を希望する者等に、予算の範囲内において、七戸町空き家・空き地利活用事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、七戸町補助金等の交付に関する規則（平成17年七戸町規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する建築物で、現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していない住宅又はこれと同様の状態にある住宅（併用住宅を含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 町内に存する建築物の建っていない土地であって利用されていないものをいう。
- (3) 補助事業 空き家・空き地の利活用による移住・定住を目的とした空き地の購入（当該空き地への住宅の新築に係る工事請負契約の締結の手続きを含む。）、空き家の購入、空き家の解体又は動産の処分を行う事業をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
  - ア 補助金の交付決定前に売買契約、賃貸借契約、請負契約又は委託契約を締結したもの
  - イ 事業の完了予定が、当年度の3月16日以後のもの
  - ウ その他補助金の交付が適当でないと町長が認めるもの
- (4) 空き家バンク 町が実施する七戸町空き家等情報バンク制度をいう。
- (5) 移住者 補助金を申請する時点で1年以上七戸町以外の市区町村に住民登録をしている者であつて、この補助金を活用し七戸町に移住しようとする者をいう。

### (補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、空き家バンクに登録された空き家又は空き地とする。ただし、申請者が次条第1項第3号に該当する場合は、補助対象物件の売買契約が成立する見込みとなった空き家とし、次条第1項第4号に該当する場合は、補助対象物件の売買契約又は賃貸借契約が成立する見込みとなった空き家に限る。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、法人を除く。

- (1) 補助対象物件である空き地を購入し、購入後1年以内にその土地に住宅を新築し当該住宅に3年以上居住する意思があるもの
- (2) 補助対象物件である空き家を購入し、当該物件に3年以上居住する意思があるもの

- (3) 補助対象物件である空き家の所有者であって、当該物件を解体する者
  - (4) 補助対象物件である空き家の所有者であって、当該物件に存在する動産を処分する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。
- (1) 当該年度において納付すべき町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料（以下「町税等」という。）を滞納している者（移住者にあつては、申請時に住民登録をしている市区町村の市区町村税等を滞納している者）
  - (2) 前項第1号及び第2号に規定する者にあつては、補助対象物件の所有者の3親等内の親族
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が適当でないと認める者

#### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に該当する者にあつては、補助対象物件の購入に要する費用（租税公課、契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料等を除く。）
- (2) 前条第1項第3号に該当する者にあつては、補助対象物件の解体に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）
- (3) 前条第1項第4号に該当する者にあつては、補助対象物件に存在する動産の処分に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）

#### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1に掲げる補助事業者の区分に応じ、同表に定める額とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、1世帯に対して1回限りとする。

#### (交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするときは、七戸町空き家・空き地利活用事業費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、別表第2に掲げる補助事業者の区分に応じ、同表に定める書類とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、七戸町に住民登録している者が、自身の家族構成、町税の納税状況について町長が町の保有する公簿により確認することに同意の意思を示して申請する場合は、次の各号に掲げる書類の添付を省略することができる。
  - (1) 申請者及び同居者の住民票
  - (2) 申請者及び同居者の町税等の納税証明書又は完納証明書
- 4 町長は、第2項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 5 町長は、第1項の申請書について、必要があると認めるときは、不動産業者、施工業者等に対し申請書の内容について確認し、又は現地確認調査等を行うことができる。
- 6 交付申請の受付期間は、町長が別に定める。
- 7 交付申請は、予算の範囲内において受け付けるものとする。

#### (交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更である場合を除く。）は、あらかじめ七戸町空き家・空き地利活用事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出して、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ七戸町空き家・空き地利活用事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により購入した補助対象物件（空き地を購入した場合にあっては、その土地に新築する住宅）に3年以上居住することを誓約し、その誓約を遵守すること。ただし、第4条第1項第3号又は第4号に該当する場合を除く。
- (5) 補助事業に伴う売買契約、賃貸借契約及び工事請負契約は、第11条第4項の報告書の提出期限までに成立していること。
- (6) 補助事業により空き地を購入し、及びその土地に住宅を新築する場合は、補助事業が完了した日より1年以内に住宅を新築し、及び居住すること。
- (7) 補助事業により空き家を購入した場合は、補助事業が完了した日より6ヶ月以内に居住すること。
- (8) 補助事業を行うために空き地への新築、空き家の解体又は動産の処分を行う場合は、町内業者（町内に本店を有するものに限る。）に発注すること。ただし、移住者が発注する空き地への新築はこの限りではない。

#### (交付決定)

第9条 町長は、第7条第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、七戸町空き家・空き地利活用事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知し、補助金を交付しないことに決定した場合は、七戸町空き家・空き地利活用事業費補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、補助金交付の申請をした者に通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として町長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

#### (実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、七戸町空き家・空き地利活用事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）により町長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告書に添付する書類は、別表第3に掲げる補助事業者の区分に応じ、同表に定める書類とする。
- 3 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該

承認を受けた日)の翌日から起算して30日を経過した日又は事業が完了した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日とする。

5 町長は、第1項の報告書について、必要があると認めるときは、不動産業者、施工業者等に対し報告書の内容について確認し、又は現地確認調査等を行うことができる。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の補助金確定通知書は、七戸町空き家・空き地利活用事業費補助金交付額確定通知書(様式第9号)とする。

(補助金の請求等)

第13条 前条の規程による交付の決定の通知を受けた補助事業者が補助金を請求するときは、七戸町空き家・空き地利活用事業費補助金請求書(様式第10号)を町長に提出して行うものとする。

(財産の管理及び処分)

第14条 第4条第1項第1号及び第2号に規定する者が、補助事業を行うに当たり、補助事業により取得する不動産を担保に供して金融機関から融資を受ける必要がある場合の規則第19条の規定の適用については、補助金の交付の決定をもって同条に定める町長の承認があったものとみなす。

2 規則第19条ただし書の町長が定める期間は、補助事業により購入した補助対象物件(空き地を購入した場合にあっては、当該土地に新築する住宅)に居住した日(以下「居住開始日」という。)の翌日から起算して3年間とする。

3 前項に定める期間において、補助事業者は、町長の要求があった場合には、補助金の交付を受けた物件の管理状況に関し、町長に報告しなければならない。

4 補助事業者は、第2項に定める期間内に、町長の承認を受けずに、補助金の交付を受けた物件を処分した場合又は当該物件に居住しなくなった場合には、別表第4に掲げる区分に応じ、同表に定める金額を町長に返還しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第15条 この要綱に基づく補助金に関する書類、帳簿及び関係書類の保存期間は、事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条第1項関係)

補助事業者の区分	補助金の額
第4条第1項第1号に該当する者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は200,000円(移住者は300,000円)のいずれか少ない額
第4条第1項第2号に該当する者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は200,000円(移住者は300,000円)のいずれか少ない額
第4条第1項第3号に該当する者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は300,000円のいずれか少ない額
第4条第1項第4号に該当する者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は50,000円のいずれか少ない額

別表第2（第7条第2項関係）

補助事業者の区分	申請書に添付する書類
第4条第1項第1号に該当する者	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 補助対象物件の売買契約書の案又は契約しようとする内容がわかる書類 (3) 補助対象物件の土地に新築する住宅の見積書の写し (4) 補助対象物件の位置図 (5) 補助対象物件の写真 (6) 申請者及び同居者の住民票 (7) 申請者及び同居者の町税等の納税証明書又は完納証明書 (8) 誓約書兼同意書（様式第3号）
第4条第1項第2号に該当する者	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 補助対象物件の売買契約書の案又は契約しようとする内容がわかる書類 (3) 補助対象物件の位置図 (4) 補助対象物件の写真 (5) 申請者及び同居者の住民票 (6) 申請者及び同居者の町税等の納税証明書又は完納証明書 (7) 誓約書兼同意書（様式第3号）
第4条第1項第3号に該当する者	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 解体工事の見積書の写し (3) 補助対象物件の位置図 (4) 補助対象物件の写真 (5) 申請者及び同居者の住民票 (6) 申請者及び同居者の町税等の納税証明書又は完納証明書 (7) 補助対象物件である土地の売買契約が成立する見込みであることを証する書類
第4条第1項第4号に該当する者	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 動産処分費用の見積書の写し (3) 補助対象物件の位置図 (4) 補助対象物件の写真（建物内部の写真を含む。） (5) 申請者及び同居者の住民票 (6) 申請者及び同居者の町税等の納税証明書又は完納証明書 (7) 補助対象物件の売買契約又は賃貸借契約が成立する見込みであることを証する書類

別表第3（第11条第2項関係）

補助事業者の区分	報告書に添付する書類
第4条第1項第1号に該当する者	(1) 補助対象物件の売買契約書の写し (2) 土地の登記事項全部証明書の写し（補助事業者へ所有権移転完了後のもの） (3) 補助対象物件の売買代金の領収書の写し (4) 補助対象物件の土地に新築する住宅の工事請負契約書の写し
第4条第1項第2号に該当する者	(1) 補助対象物件の売買契約書の写し (2) 土地・建物の登記事項全部証明書の写し（補助事業者へ所有権移転完了後のもの） (3) 補助対象物件の売買代金の領収書の写し
第4条第1項第3号に該当する者	(1) 補助対象物件の売買契約書の写し (2) 工事請負契約書の写し (3) 工事代金の領収書の写し (4) 工事写真（着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの）
第4条第1項第4号に該当する者	(1) 補助対象物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し (2) 委託契約書の写し (3) 委託代金の領収書の写し (4) 写真（動産搬出前、搬出中及び搬出完了の状況を撮影したもの）

別表第4（第14条第4項関係）

居住開始日からの経過年数	返還金額
1年未満	補助金交付額の100%
1年以上2年未満	補助金交付額の66%
2年以上3年未満	補助金交付額の33%
3年以上	返還なし